



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

知的障害をめぐる遺伝的理解と環境面からの理解： 1960年代米国に注目した検討

メタデータ	<p>言語:</p> <p>出版者: 東京学芸大学教育実践研究推進本部</p> <p>公開日: 2024-03-11</p> <p>キーワード (Ja): 知的障害, 遺伝的知能観, 文化性 — 家族性精神遅滞, 米国, ETYP: 教育関連論文</p> <p>キーワード (En): intellectual disabilities, the genetic view of intelligence, cultural-familial mental retardation, the United States</p> <p>作成者: 村山, 拓</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属: 東京学芸大学</p>
URL	<p>http://hdl.handle.net/2309/0002000252</p>

知的障害をめぐる遺伝的理解と環境面からの理解

—— 1960年代米国に注目した検討 ——

村 山 拓*

特別ニーズ教育分野

(2023年9月20日受理)

1. 問題の所在

知能の発達とその遺伝的要素、環境面からくる影響による理解、またその相互作用による関係は、長く議論されてきた。知的障害や学習障害、あるいはそれに類する学習上の特性や学習上の困難を有する子どもについて、公教育のシステム、あるいはカリキュラムという一種の共通教養の内容や学習指導の方法を検討しようとするにあたり、同時期の社会における障害理解や障害認識を検討することにも一定の意味があると考えられる。

本稿では、1960年代アメリカ合衆国（以下、米国と表記する）の知的障害についての理解の特徴を検討する。そのため、知能をめぐる遺伝学的な議論と、環境面からの議論とに注目する。背景として、優生思想について短く触れておく。優生思想は、19世紀末から20世紀前半において、イギリス（英国）や米国で隆盛をみせた思想といえる。この思想においては、社会から逸脱、異常とみなされる傾向や特質、例えば飲酒、犯罪、精神障害、貧困、売春、非道徳、疾病などは、主として貧困階層を中心に現れる遺伝的なものだと理解される（中條, 2004, p.62）。そして優生思想に基づくと、「そのような病的因子が社会を衰退させることを妨げるために、選択的な生殖を政策として実施するよう主張」する根拠を提供した（同）。そして、このような思想は、米国で20世紀前半により人種的な性格を帯びたとされている（同）。1960年代の米国において展開した公民権運動も、19世紀末から20世紀にかけて米国南部社会で確立した人種隔離と差別の社会体制を変革することを目的として始められた（同, p.179）。その点において、

これらの問題は通底していると考えられる。知的障害の同時代的な理解は、そのような優生思想の影響を、直接的、間接的に受けた知能観、発達観と関連づけることができる。

知的障害概念については、20世紀初頭の知能検査の開発、そしてその普及拡大によって、低知能を捉える見方が強まったといえる。その検査によって算出される認知機能の低さを知的障害の第一義的な状態として捉える、いわゆる心理測定派（Goddard, H. H., Terman, L. M.）らの立場は、知能検査による測定結果を重視する。一方で、社会・文化的な環境との関係において、社会的不適応の状態が第一義的に存在し、低知能は従属する状態として把握する社会臨床派と呼ばれるグループもみられた。清水・玉村（2014）によれば、英国のトレッドゴールド（Tredgold, R. F.）の論稿は米国においても広く読まれていたとされている。米国での知能検査の使用過剰を主張した、ドル（Doll, E. A.）などがそのグループに含まれる。なお、トレッドゴールドの精神薄弱（mental deficiency）に関する議論については、Kirman（1964）によると、1908年に初版が刊行されたもので、ソディ（Soddy, K.）らによって改版がなされている。1963年に第10版が刊行される、ロングセラーだったことが推測できる。精神遅滞（mental retardation）による非識字者の治療教育に関する議論や、カナー（Kanner, L.）による166名の症例についての解説などを含んでおり、英国で活動した著者であるが、米国での治療やハビリテーションへの言及も少なくない。米国で広く読まれたとされる理由の一つと考えられる（Kirman, 1964, p.737）。

知的障害の概念の多様化の実態としては、知的障害

* 東京学芸大学 特別支援科学講座 特別ニーズ教育分野（184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1）

に相当する状態像について、定義がさまざまであること、それぞれの立場やディシプリンによって説明のされ方、焦点の当てられ方が異なることなどを挙げるができる。例えば精神医学のグループは、知的障害について、「社会的不適格ないし社会的不能を唯一の基準として示していた。(中略) また心理測定家は知的機能の損傷 (impaired intelligence) に焦点を当てた定義を示していた。さらに遺伝学者は遺伝性と不治性を強調」する立場を強調していた (清水・玉村, 前掲, p.70)。とりわけ遺伝性については、後述するように、親や同胞に精神遅滞児が含まれるという家族への注目をも含めた精神遅滞観ということができる。

本稿では、1960年代に使用された精神遅滞の一つのカテゴリーである、文化性-家族性精神遅滞 (cultural-familial mental retardation) やその近接概念に注目する。後述するが、知的障害の遺伝学的理解や環境要因に注目した理解が同居した概念として、また知的障害、当時でいう精神遅滞のかなりのウェートを占めていたという意味において、当時重要なカテゴリーであったということができる。また、病理学的所見によらない障害理解としての特徴にも注目することができる。

2. 知的障害に関するヘバー定義の特徴と背景

1959年のアメリカ精神遅滞協会 (以下, AAMR) によって発表された精神遅滞児の分類は、報告者 (Heber, Rick) の名前を取って、いわゆるヘバー定義と呼ばれている (Heber, 1959)。ヘバー定義については、いくつかの特徴を挙げるができる。第一に、「精神遅滞」の語を使用したこと、第二に、知的障害の分類に関することである。とりわけ第二の知的障害の分類については、下位分類に注目する必要があることから、次項で別途検討する。

第一の精神遅滞の語の使用についてである。精神遅滞の語そのものは、それ以前から使用されていたものの、精神遅滞の語を用いて知的障害を定義したのは、ヘバー定義が最初のものであったとされている。従来の精神薄弱 (mental deficiency) や精神的な欠損 (feeble-minded), 遅れた (backward) 等の語が使用されていた。ヘバー定義の中で、精神遅滞の語が用いられたことについての理由として、関係する諸学問の専門家たちの間で、最も好んで使用されていることが挙げられている (Heber, 1959, p.1)。

併行して、全米遅滞児協会 (National Association for Retarded Children) などは、1950年代より精神薄弱や精神的な欠陥といった語の使用を避けてきたこと、そ

してそのような考え方が社会のなかで増大してきたことも指摘されている (清水・玉村, 前掲, p.70)。「1950年代に、各地に中産階級の親たちにより知的障害親の会が組織され要求運動が活発になるが、彼(女)は“遺伝性”“不治性”を説く専門家たちが使用する『精神薄弱』や『精神欠陥』の用語に反発・忌避し『精神遅滞』の呼称を用語として使用して“我が子”の社会的認知を訴えてきた」ことにも注目できる (同)。

第二の特徴として、知的障害の類型学的な研究及び知的障害の理解に強い影響を与えたことである (Stevens and Heber, 1964)。当時南コネチカット大学の特別教育教授であったブラット (Blatt, B.) も、1961年にヘバー定義が、教育、心理学、ハビリテーション (habilitation) の分野における哲学と実践に大きな修正をもたらす可能性がある、と指摘していた (Blatt, 1961, p.47)。その分類の一つに、不確実な (心理的と推測される) 原因による精神遅滞が位置付けられている。その下位分類に、文化性-家族性精神遅滞、環境面の不遇 (environmental deprivation) による心因性の精神遅滞、そして情緒障害 (emotional disturbance) と精神病的人格異常にともなう心因性の精神遅滞とが位置付けられた。この分類の中に、知的障害をめぐる遺伝の面からの理解と環境面からの理解の双方の要素を見出すことができる。ここでは、下位分類の一つである、文化性-家族精神遅滞は、「脳病理学的に正当な所見がないことに加えて、この種類の分類には、少なくとも両親の中の一人と、同胞の中であるいはそれ以上の人が、知的活動に関して遅滞をきたしているという証明があることが必要である」と説明されている (Heber, 1959)。このことの含意と背景を3. で検討する。同様に、ボーダーラインの精神遅滞のカテゴリーも新設されているが、これについては後述する。

3. 文化性-家族性精神遅滞の前提となる知能観

文化性-家族性精神遅滞の定義の中で、「文化性」というフレーズは、環境要因を含意しているといえる。文化的な不遇 (cultural deprivation) に象徴されるような、貧困による文化的資源の不足、移民等による言語環境の相違等のさまざまな環境要因による、認知機能の低下した状態が想定されている。今日的な表現を用いれば、不適切な養育環境などと近似したものと考えることができる。また、家族性という用語は、子どもの親あるいは同胞が精神遅滞者であるということが想定されているという意味において、遺伝的な精神遅滞や精神的な欠陥を含意した表現といえる。病理学的な所

見を見いだせないなりに、環境要因と遺伝要因の双方が精神遅滞の発現、発症に関与していると考えられると同時に、どちらか片方での要因では説明がつかないことが特徴といえる。

ヘッド・スタート計画の趣旨もこのことと関連する。井上(1979)の記述に基づく、「貧しい階層の子どもたちの知的発達を補って、他の子どもたちに立ちおくれないように実質的な機会平等をはかって」いくことが重要であること、「貧しい階層の子どもたちの知的発達が就学前にすでに立ちおくれをみせるのは、彼等の貧しい環境、とくに文化的な刺激の貧しさが原因ではないか」と考えられること、そうであるならば、「そのような文化的に阻隔された子どもたち(culturally deprived children)には就学の前に、知能の発達を少しでも促進するための補償教育(compensatory education)を」行うことによって、「小学校入学時までには知能のおくれをとりもどし、ハンディキャップをなくして『頭をそろえて出発(head-start)』させよう、という考え方」が根底にある(井上, 1979, p.33)。

それに対する遺伝学者の議論も踏まえておく必要がある。例えば、ジェンセン(Jensen, A.)は、知能の遺伝規定性は80%程度であり、環境の影響よりもはるかに大きいとするものであるとし、ヘッド・スタート計画による補償教育批判と、知能遺伝論を提唱した(Jensen, 1967)。ジェンセンによると、社会階層や人種による知能の集団的差異は遺伝的要因に基づいているとされる。ジェンセンの議論は概ね以下のように要約することができる。まず、知能指数の母集団の分散のうちの80%ほどは、遺伝分散によるもの、とされた。知能指数に及ぼす遺伝要因の影響は、環境要因の影響と比較して、極めて大きいことを示している。そして、社会階層や人種によって、知能の平均に差が見られるのは、階層や人種間の遺伝的な差にかなりの程度、依拠している。基本的に、知能の遺伝性を強調する議論はこの考え方を踏襲してきたといつてよい。

また、ジェンセンは精神遅滞について、リードの議論に基づいて、次のように議論を展開している。やや長い引用する(Jensen, 1967, ページの記載なし、引用文中のページはReed and Reed, 1965のページである)。

エリザベスとシェルドン・リードは、精神薄弱に関する記念碑的な研究において、ユナイテッド・セントラルの推定600万人の精神薄弱者のうち約500万人が、知恵遅れの親、または知恵遅れのきょうだいを持つ正

常な親を持っていると推定している(Reed and Reed, 1965)。リード夫妻は、「避けられない結論の一つは、精神薄弱の親から子への伝達が、この社会的不幸の持続における最も重要な単一要因であるということである」(p.48)と述べている。「したがって、ある世代から次の世代への精神遅滞の伝達は、過去よりもはるかに厳しい注目を集めるべきである。私たちの社会機関がよりよく機能すれば、それがうまく機能するという仮定のもとでは、この問題はほとんど無視されてきたと言うのは公平であるように思われる。(中略)すべての人の環境が十分に改善されれば、精神遅滞は大きな問題ではなくなるであろう。残念ながら、精神遅滞は決して消えることはないが、関係する遺伝的要因や環境要因を操作することで軽減することは可能である。米国の文化を考慮すると、遅滞を減らすためにあらゆる方法を組み合わせさせた結果として、遅滞者の数は世代ごとに約50パーセント減少すると予想されるはずである(p.77)。

精神能力の遺伝的基盤に関連するもう一つの問題は、発育不全の要因が私たちの集団またはその特定の部分の能力の分布に影響を与えているかどうかである。私たちは家族の人数と測定された知能の間に負の相関関係があることを知っており、不均衡な数の失業者が大家族の出身であることを知っている。私(=引用者注、ジェンセン)の知る限り、これらの事実が将来に与える影響を解明する研究を進めている人は誰もいない(p.77)。

米国においては、スラムや貧困地域などに住む所得の低い階層の子どもや、黒人、ヒスパニック等の有色人種の子どもについては、概して知能が低い傾向が見られるとしばしば指摘される。この知能の遅れは、エレメンタリー・スクールに入学するまでにかかなりの程度顕著になっているとされている。そのような子どもについては、制度的な教育機会の均等が確保されているとしても、学校教育をうけるレディネスや、その学習を進めるための能力に乏しいとみなされてしまう。そのことによって、学習の遅れはさらに顕著となるとされる(progressive retardation)。

例えば、Carmichael and Hamilton(1967)によると、1960年の時点で、黒人集住地域の一つである、ニューヨーク市のセントラル・ハーレム(Central Harlem)では3年生の21.6パーセントが学年レベル以上の読書をしていたのに対し、30%が学年相当以下の書物を読んでいた。6年生までに、11.7パーセントが学年相当以上の読書をし、80パーセントが学年相当以下の本を

読むようになった。読解力の指標としてセントラル・ハーレムの第3学年の子どもは、市の中央値や全国の基準よりも1年遅れており、第6学年の子どもは2年遅れであった。言葉の知識も同様であったとされている。算数・数学では、セントラル・ハーレムの生徒たちは、6年生までに市内の他の地域より1年半遅れており、彼らが8年生になるとき、彼らは2年遅れていた。第3学年で計測したI.Q.スコアは平均で90.6であり、第6学年で測定した同スコアは86.3に下がったという。「セントラル・ハーレムにおける教育の基本的なストーリーは、非効率、劣等性、そして大衆の一つとして顕在化する劣化」であると評されていた(Carmichael and Hamilton, 1967, p.106)。また、同書では、フィラデルフィア教育委員会副会長ヘンリー・ニコルズ牧師(Nichols, H. Rev.)の1967年の発言として、その年に卒業する「黒人の子供たちの75パーセントは『機能的非識字』(“functionally illiterate”)」であり、その理由は、「黒人に対する学校管理者の態度にある」と紹介されていた(p.106)。それに加えて、在学率、とりわけハイ・スクールではドロップアウトの割合の高さが人種によって異なることも考慮する必要がある。ここに示されている遅れは、在校している子どもについての差異であり、中途退学した子どもを含むと、さらに、その差異が大きい可能性が高い。さらに、同様の教育機会を経たとしても、人種によって教育歴、学歴の活用される程度が異なっているともされる。同等の教育歴であっても、黒人は白人より低い地位、低い賃金に甘んじなければならない側面、黒人は学校教育でそれなりに成功していても、それを必ずしも社会での地位達成に結び付けていないことも示されている。

遺伝学的観点からの知的障害・精神遅滞観は、20世紀前半から見られた優生思想や断種法などによる価値観のみにとどまらない。Zigler (1970) は、家族性精神遅滞にも、さまざまなジレンマがあるとする自著(Zigler, 1967)を引用しながら、同時期の遺伝学的な技術の進展に関連して、次のように指摘している。まずジグラーは、遺伝学を軽視したり、能力の概念について、悪いものであるかのような評論を書き続けたりしているのは環境重視論者たちであると批判したうえで、そのような人々が、生物学的思想の革命に感銘を受けている、とも指摘している。RNA-DNA現象は、特定の行動がプログラムや生物の内部に存在する読み出しメカニズムの産物である可能性があることを示し、一般的な発達と、参照できる知的プロセスの構成の両方を変えることができることが示唆され

る、とも述べている。教育の領域では、環境論者が、子どもの能力の向上は環境次第であるかのように過大評価しているとも主張する。環境論者が「子供のIQを上げるのがいかに簡単かを親に示唆し、子供たちをもっと正常にできると多くの人に早まって信じ込ませたのは環境論者であり、精神遅滞児が通常の子どもに、通常の子どもが天才児、英才児になるかのような」教育を主張しているとしている。「どのような心理的コストがかかるのか、私たちはまだ知らないのであり、実際、不適切な認知プロセスを使用して子供たちに認知的成果を生み出すように誘導することの危険性がある」こともあわせて指摘している(Zigler, 1970, p.83)。

このような議論の前提には、文化性-家族性精神遅滞が、文化社会的、環境的要因という、ある意味対立する概念が混在、同居している分類であることに起因しているといえる。遺伝的要因という遺伝と環境の双方の因子をめぐる精神遅滞の理解は、十分な決着をみたとはいえないものの、有色人種の子ども、何らかの不利益ゆえに発達面の遅れ、学習上の遅れの見られる子どもへの対応を、政府が行うという方向性を示したのがヘッド・スタート計画といえる。遺伝学的論者からの補償教育批判はこのことを前提に展開されているといえる。

4. ヘバー定義に対するブラットらの反応

ヘバー定義は、AAMRの組織としての先導的役割や、ケネディ大統領による「精神遅滞に関する大統領パネル」など、精神遅滞の語が公的に使用される場面が増えたこともあり、知的障害とその近接領域にインパクトがあったと考えられる。前述のBlatt (1961)では、ヘバー定義の影響力を認めつつ、精神遅滞の「家族性」への言及、及び特別学級に措置される子どもの増加の二つ観点からヘバー定義を評価している。本稿での課題において示唆的であることから、ここではブラットの反応を整理する。

Blatt (1961)では、次のように指摘されている。「環境を重視する論者たちは、不可逆性と社会的無能を予測し、制度的な説明を求める精神遅滞の定義に疑問を呈している。しかし、この新しい定義(引用者注、ヘバー定義)は、より伝統的な志向の専門家によって、誤解を招き、曖昧で非現実的であると同時に、精神遅滞者を集団として説明するものではないとみなされる可能性がある」とし、次のような疑問、反論があり得るとした(Blatt, 1961, p.48)。

第一に、ヘバー定義で示されている能力は、伝統的な潜在能力ではなく、機能を指しているということである。それは成熟の遅れに伴う予後の予測を含めて考えられていない。そのため、次のような場合が想定されるという。情緒面での障害を持ち、平均以下のレベルの（認知）機能を有し、適応行動に障害がある子どもが、少なくとも平均的な可能性があると臨床診断されているにもかかわらず、精神遅滞と見なされる可能性がある、とされることである。そして、精神遅滞が回復可能か、という問題を伴う。定義に示されている（または少なくとも否定されていない）ような、学校や医療機関は、精神遅滞ではない状態とみなされるときに、そのような可能性を無視するのではなく、是正する責任を負うべきか、という問題がある。

第二に、この定義に関する限り、「平均未満とは、一般的な知的機能の測定に関与する年齢グループの母集団の平均よりも一標準偏差を下回るパフォーマンスを指す」とされる（Heber, 1959, p.3）。これによると、特別学級で学ぶことに相当する知能検査のスコアの上限がおよそ85となり、理論的には特別教育の専門家が、学齢人口の16%の教育を担当することになり、「控えめにいっても、不測の事態といえる」と指摘した。

また、ブラットは、精神遅滞の「家族性」について、以下のようにも述べている。「新しい定義の支持者は、（中略）この定義は、検出できないものにラベルを付けるつもりはないと主張することができる。それは、中枢神経系の器質の状態が、特定の（病理）器質が存在する場合のみではなく、パフォーマンスに基づいて存在すると仮定するものではない」。そして、「家族性」という語を用いた、新しい定義によってより適切に説明される可能性があるとも指摘した。そして、次のように整理している。現在「家族性」精神遅滞児者として分類されている、精神的に正常でない（subnormal）子供たちの大規模なグループは、劣った知的発達をもたらす可能性のある体質的欠陥や遺伝的異常がないと想定されるべきであること。そして、現在精神遅滞児者として分類されている、精神的に正常でない児童の多くは、体質的欠陥を必要とする従来の定義を使用してそのように分類することはできないということである。

ブラットは、ヘバー定義で示されている「家族性」精神遅滞の子どもをより適切に説明しているように見える、少なくとも、それほど制限的または悲観的ではないように見える、とも説明している（p.50）。ただし、包括的な用語として使用する場合に、その重要性は認めながらも、実際の弱点も指摘している。ブラット

は以下のように指摘する。

第一に、この定義を無批判に採用すると、回復可能な状態にある情緒障害、感覚障害、社会性の障害のある子どもを、現在、精神遅滞の児童のクラスに配置することが促進される可能性があるという点である。「取り返しのつかないことになる」と表現し、そのことの注意を喚起している（p.50）。

第二に、精神遅滞と誤診断された子どもが特別学級に入る場合に、精神遅滞児のための特別学級が、教育指導の困難な子どもを押し込めるような場となる可能性について指摘している。

第三に、「より多くのクラスと適切な診断施設の間の競争に、診断決定の道徳的および教育的責任を担う専門家が何らかの形で勝利した場合でも」、ヘバー定義に基づくと、学校に在学する子どもの約16%が特別な診断を受ける資格がある可能性があるともみなされとしている。ブラットによると、当時、特別学級に措置されていた子どもは学齢期人口のおよそ2%である。そして、特別教育の専門分野への「追加的な措置を行わずに、およそ14%の子どもについて責任を負うことはほとんど不可能である」とも述べている。

これはヘバー定義で、精神遅滞の基準となる知能検査のスコアが一標準偏差となったこと、新たにボーダーラインの精神遅滞のカテゴリーが新設されたことと関連している。精神遅滞とされる子どもの知能指数のカットオフ値が85となることで、特別学級には多くの子どもが措置されることになるが、そのことを早期に予見したという点でブラットの反応は重要である。清水・玉村（2014）によると、ヘバー定義では、ボーダーラインの精神遅滞の新設は、「臨床家に精神遅滞の診断にあたり必要な柔軟さを提供すると考えられた」とされている。その一方で、「実際には、一標準偏差以下の知能水準を精神遅滞の要件にすることで、マイノリティの子どもが教育可能な精神遅滞児として、特別学級に大量に入級措置される事態をヘバー定義は予測できなかった」と評価されている（清水・玉村, 2014, p.73）。

ヘバー定義に対する批判は、ブラットに限らず見られている。例えば、前掲のZigler（1967）は、環境要因と遺伝要因の混在を批判した。また、精神疾患をベースとした認知機能が低いことと、認知機能が低いことによる精神疾患のいずれも、精神遅滞とされることに対する批判も見られる（Garfield & Wittson, 1960）。また、前述の特別学級へのボーダーラインの精神遅滞児等の大量措置なども起きた。そのことは、いわゆる「6時間の遅滞児（the six hour retarded）」のような問

題提起へとつながっていく (President's Committee on Mental Retardation, 1969)。

5. まとめと今後の課題

本稿では、1960年代米国の知的障害・精神遅滞についての理解について検討した。その理解の前提として、知能をめぐる遺伝学的な議論と、環境面からの理解に即した議論とをとり上げた。1959年のヘバー定義が、知的障害の類型学的研究に強い影響を与えたと指摘されており、その下位分類の一つに、文化性-家族性精神遅滞が位置付けられていることについて、同カテゴリーが、知的障害・精神遅滞についての文化社会的側面、環境要因を重視する理解と、遺伝学的面からの理解の双方が混在し、同居するような概念となっていることを確認した。

知能をめぐる遺伝学的な議論については、ジェンセンの議論に注目した。米国において、遺伝的な知能観は、それまでの優生思想に基づく理解に加え、人種による知能の現れ方の差異が注目され、知能に遺伝的要素が強いことと、能力別学習が主張された。そして、ヘバー定義で新設された文化性-家族性精神遅滞の「家族性」という語には、親または同胞が精神遅滞児者であることが含意されていた。

一方で、知能をめぐる環境面での議論は、知的障害を証明できる病理所見や器質的疾患が認められないケースに焦点が当てられていた。文化性-家族性精神遅滞の「文化性」という語は、知的障害の環境要因を示唆していた。これらは、1950年代以降の子どもの養育環境の不十分さ、貧困等の問題と関連していたといえる。

ヘバー定義とその普及による、特別学級への精神遅滞児の大量措置は、それ以降の特別教育の指導やカリキュラムに大きな変化をもたらしたといえる。今後の検討課題としては、精神遅滞やそれに類する学習困難とみなされた子どもの学習活動や教材について、より詳細に検討すること、知的障害や学習困難とされた子どもについての遺伝学的な議論と社会構成主義的な議論の双方が、学習のカリキュラムにどのように具体化されたかを検討することである。

文献

- Blatt, B.: Towards a More Acceptable Terminology in Mental Retardation, *Training School Bulletin*, 58, pp.47-51, 1961
- Carmichael, S. and Hamilton, C.: *Black Power : the Politics of Liberation in America*, Random House (New York), 1967
- 井上健治: 子どもの発達と環境, 東京大学出版会 (東京), 1979
- Garfield, S. L. and Wittsen, C.: Some reactions to the revised "manual on terminology and classification in mental retardation.", *American Journal of Mental Deficiency*, 64, pp.951-953, 1960
- Heber, R. (eds.): *A Manual on Terminology and Classification in Mental Retardation*, *American Journal of Mental Deficiency*, 64(2), Monograph. Supplement. 2, 1959
- Kirman, B.: *Tredgold's Textbook of Mental Deficiency*. R. F. Tredgold and K. Soddy. 10th edition. London: Baillière, Tindall and Cox. 19, *The British Journal of Psychiatry*, 110(468), 737-737, 1964
- Jensen, A. R. : How much can we boost IQ and scholastic achievement?, Speech given before the Annual Meeting of the California Advisory Council of Educational Research, 1967
- 中條献: 歴史のなかの人種 アメリカが創り出す差異と多様性, 北樹出版 (東京), 2004
- President's Committee on Mental Retardation: *The Six-Hour Retarded Child. A Report on a Conference on Problems of Education of Children in the Inner City*, U.S. Department of Health, Education, and Welfare, Bureau of Education for the Handicapped, Office of Education (Washington, D.C.), 1969
- Reed, E. W., & Reed, S. C.: *Mental Retardation: A Famil Study*. W. B. Saunders Co. (Philadelphia), 1965
- 清水貞夫, 玉村公二彦: 知的障害概念の成立過程に関する研究 —ヘバー定義の成立およびその意義と特徴—, *奈良教育大学紀要, 人文・社会科学*, 63(1), pp.67-76, 2014
- Stevens, H. A. and Heber, R. (eds.): *Mental Retardation: A Review of Research*, Chicago, Chicago, University, Press, 1964
- Tredgold, R. F. and Soddy, K.: *Tredgold's Textbook of Mental Deficiency*, 10th edition.,: Baillière, Tindall and Cox. (London), 1963
- Zigler, E.: *Familial Mental Retardation: A continuing dilemma*, *Science*, 155, pp.292-298, 1967
- Zigler, E.: The nature-nurture issue reconsidered, Haywood, H. C. (ed.), *Social-Cultural Aspects of Mental Retardation: Proceedings of the Peabody-NIMH Conference*, (pp.81-110), Meredith Corporation, Appleton Century Crofts (New York), 1970

知的障害をめぐる遺伝的理解と環境面からの理解

—— 1960年代米国に注目した検討 ——

Genetic and Environmental Understandings of Intellectual Disabilities:

An Examination Focusing on the United States in the 1960s

村 山 拓*

MURAYAMA Taku

特別ニーズ教育分野

Abstract

The background to the understanding of intellectual disabilities in the United States in the 1960s is examined in this paper. It is pointed out that the AAMR definition presented by Heber in 1958 had a strong influence on the typological study of intellectual disabilities. One of the classifications is mental retardation due to uncertain (presumed psychological) causes. Subcategories include cultural-familial mental retardation, psychogenic mental retardation due to environmental deprivation, and psychogenic mental retardation due to emotional disturbance and psychotic personality abnormalities. Within this classification, both genetic and environmental understandings of intellectual disability can be found.

Jensen's discussion has been noted regarding the genetics surrounding intelligence. In the U.S., the genetic view of intelligence was based on the eugenic concept and has been spurred by DNA recombination technology since the 1950s. Differences in the manifestation of intelligence by race were noted, leading to advocacy of ability-based learning. The word "familial" in "cultural-familial mental retardation," newly introduced in Heber's classification, implies that a parent or peer is mentally retarded. There was also the aspect that genetic factors could not be denied, and this was characterized as familial. It has also been confirmed that many experts had pointed out that intellectual disabilities were "genetic" and "incurable" by use of the terms "mental deficiency" and "feeble-minded."

On the other hand, environmental discussions of intelligence focused on cases in which there was no pathology or organic disease to prove mental retardation. The term "cultural" in cultural-familial mental retardation suggested that there were environmental factors in intellectual disability. These were related to the problems of inadequate childcare environments and poverty since the 1950s. In the deinstitutionalization movement since the 1950s, there has been a noticeable backlash against the genetic view of intellectual disabilities.

Future work will examine how both arguments by genetics and social constructionism concerning children with intellectual disabilities and learning difficulties were embodied in the curriculum of learning.

Keywords: intellectual disabilities, the genetic view of intelligence, cultural-familial mental retardation, the United States

* Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

要 旨

本稿では、1960年代米国の知的障害・精神遅滞についての理解の背景を検討する。そのため、知能をめぐる遺伝学的な議論と、環境面からの議論とに注目する。1959年のヘバー（Heber, R.）によるAAMRの定義が、知的障害の類型学的研究に強い影響を与えたと指摘されている。その分類の一つに、不確実な（心理的と推測される）原因による精神遅滞がある。その下位分類に、文化性－家族性精神遅滞、環境的不遇による心因性の精神遅滞、そして情緒障害と精神病的人格異常にともなう心因性の精神遅滞が設定された。この分類の中に、知的障害をめぐる遺伝の面からの理解と環境面からの理解の双方が見られる。

知能をめぐる遺伝学的な議論については、ジェンセンの議論に注目した。米国において、遺伝的な知能観は、それまでの優生思想に基づく理解に加え、1950年代以降のDNAの組み換え技術が拍車をかけたと言われている。人種による知能の現れ方の差異が注目され、知能に遺伝的要素が強いことと、能力別学習が主張された。そして、ヘバー定義で新設された文化性－家族性精神遅滞の「家族性」という語には、親または同胞が精神遅滞児者であることが含意されていた。

一方で、知能をめぐる環境面での議論は、知的障害を証明できる病理所見や器質的疾患が認められないケースに焦点が当てられていた。文化性－家族性精神遅滞の「文化性」という語は、知的障害の環境要因を示唆されていた。これらは、1950年代以降の子どもの養育環境の不十分さ、貧困等の問題と関連していたといえる。

今後の検討課題としては、知的障害や学習困難とされた子どもについての遺伝学的な議論と社会構成主義的な議論の双方が、学習のカリキュラムにどのように具体化されたかを検討することである。

キーワード：知的障害、遺伝的知能観、文化性－家族性精神遅滞、米国